

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉障害者自立生活協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 埼玉県ふじみ野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害を有する人々も、その障害の種類・程度等により他の市民から分け隔てられ、差別されることなく、自らの意志で生活を切り開き完全な社会参加を進めて行くことができるような地域社会の創出をめざし、そのための調査・研究ならびに相談・援助を行う。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共育共生を基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創造を目的とする県内各団体の連携のための事業
- (2) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業
- (3) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業
- (4) 上記の事業を実施する県内の関係各機関との連絡・調整、情報提供、相互連携等の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、第7条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

### (種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

#### (1) 正会員

- 1 個人会員 この法人の目的に賛同した個人
- 2 団体会員 この法人の目的に賛同した団体

#### (2) 賛助会員

この法人の事業の上で密接な関係にあり、この法人の目的に賛同し理事会において推薦されたもの

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

### (会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後三か月以内に1回開催する。必要がある場合臨時総会を開催する。

### (招集)

第16条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

### (議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の4分の3以上の同意をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

### (総会における書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって評決し、または代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、評決することができる。

3 前2項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

### (議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及びその他の機関

### (役員の配置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- ・理事 **8名以上**12名以内
- ・監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

### (役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

### (理事の職務および権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (顧問及び相談役)

第29条 この法人は、必要に応じ、顧問又は相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の基本的な運営について、代表理事の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、理事会の業務に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

#### (事務局)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

### 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、評決することができる。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは

地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は坂本 惺 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### **附則**

**1 改定後の定款は平成 27 年 5 月 24 日から施行する。**

#### **附則**

**1 改定後の定款は令和 3 年 5 月 30 日から施行する**